

## 統計調査員の登録について

### 1. 業務内容

国などが行う各種統計調査に、調査員として従事します。

市内の一定の区域（調査区）を受け持ち、調査対象（事業所や世帯）を訪問して調査の依頼、調査票の配布・回収を行います。

### 2. 対象

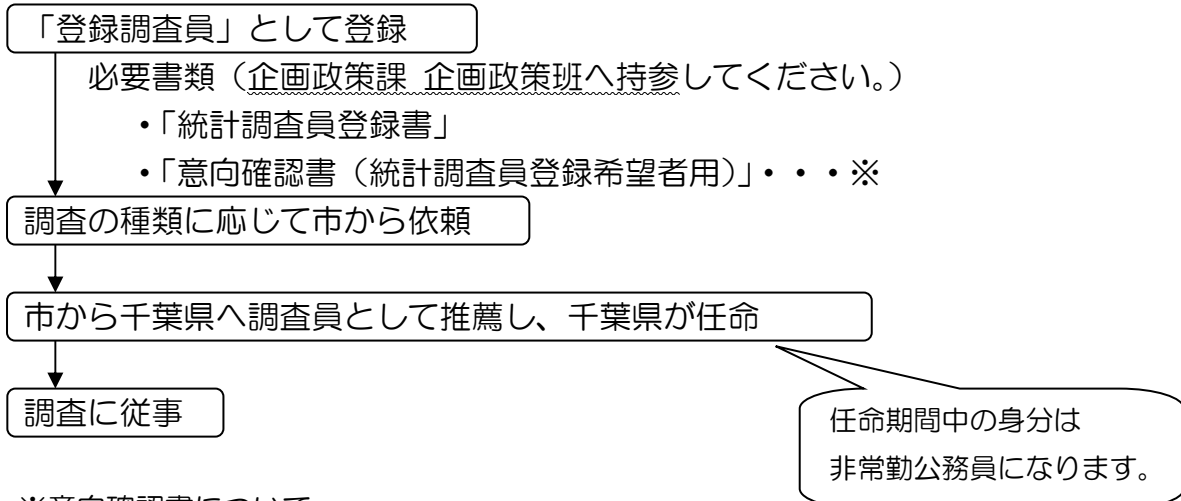
- ①原則として満20歳以上満80歳以下で期間中に調査活動に専念できる人
- ②秘密の保持ができる人
- ③調査区域内の移動ができる人
- ④税務・警察の業務に直接関係のない人
- ⑤選挙に直接関係のない人（立候補予定者や選挙運動員など）
- ⑥その他、統計調査員にふさわしくない職業の人

すべてを満たしている人が対象です。

### 3. 募集・登録期間

随時

### 4. 調査員の登録から任命までの流れ



#### ※意向確認書について

公共機関（企画政策課以外の課、国及び千葉県）が行う統計調査に関連して、調査が円滑に実施されるよう、当該公共機関から氏名、住所、連絡先などを提供することとしています。

このことについて、意向をお聞きしているものです。

### 5. 報酬について

調査労働の対価として報酬が支払われます。金額は調査や受け持ち件数によって異なります。

### 6. 調査の回数

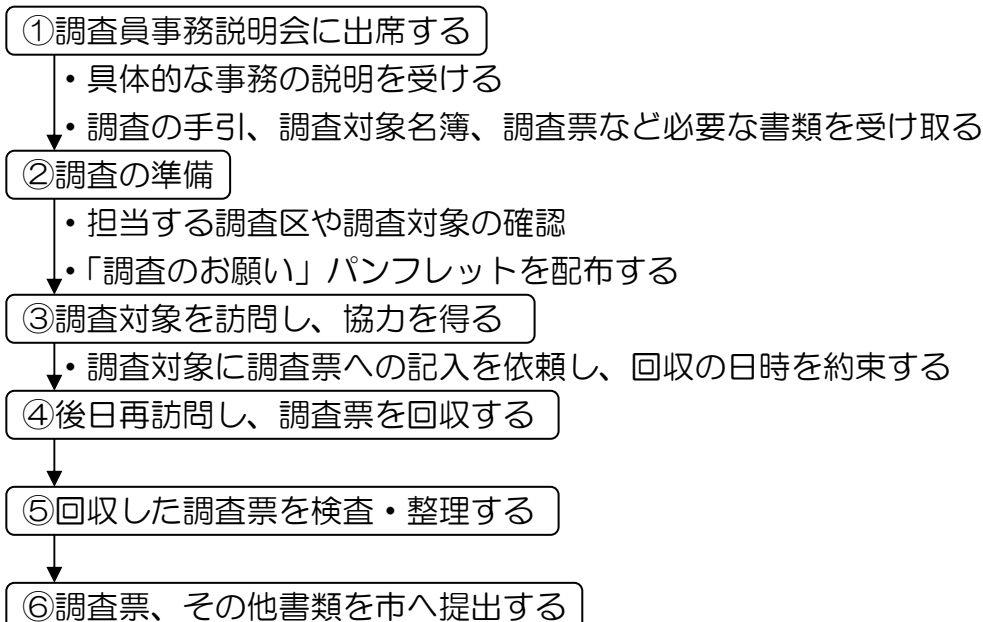
年に1～2回ほどです。

## 《参考》主な統計調査

中間年に実施する調査もあります。

調査名	周期	調査対象
国勢調査	5年	世帯
住宅・土地統計調査	5年	世帯
就業構造基本調査	5年	世帯
経済センサスー基礎調査	経済センサスー活動調査実施年を除く 4年間において2年	事業所
経済センサスー活動調査	5年	事業所
工業統計調査	毎年 (経済センサスー活動調査実施年を除く)	事業所
農林業センサス	5年	世帯
全国家計構造調査	5年	世帯

## 7. しごとの流れ



★上記は標準的な業務の流れで、調査によって異なる場合があります。

★調査により異なりますが、「①調査員事務説明会」から「⑥市への提出」まで約1～2か月間です。

## 8. 調査員の依頼について

調査員として登録していただいた方は、各種統計調査実施の際に、登録調査員の中から住所等を考慮して市から依頼をします。

なお、登録された方全員に統計調査員として依頼できない場合がありますのでご了承ください。

問い合わせ先

白井市 企画財政部 企画政策課 企画政策班

〒270-1492 白井市復1123

TEL 047-492-1111 (内線3353)